

佐賀県告示第170号

佐賀県財務規則の規定に基づく帳簿その他の様式(平成21年佐賀県告示第170号)の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。ただし、この告示による改正前の佐賀県財務規則の規定に基づく帳簿その他の様式に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。

平成30年3月30日

佐賀県知事 山 口 祥 義

様式第11号(県営住宅)中「(承認番号 号)」を削る。

様式第12号(県営住宅)中

「

取りまとめ店
ゆうちょ銀行佐賀店
郵便番号840-8799

」を「

取りまとめ店

」に改める。